

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和5年
小樽市議会

第4回定例会議案

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算

令和 5 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,803,823千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 5 条 市債の変更は、「第 5 表 市債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		14,206,834	42,670	14,249,504
	1 国庫負担金	10,289,219	35,053	10,324,272
	2 国庫補助金	3,889,653	7,617	3,897,270
18 道支出金		4,052,648	17,526	4,070,174
	1 道負担金	3,121,574	17,526	3,139,100
20 寄附金		937,909	305,034	1,242,943
	1 寄附金	937,909	305,034	1,242,943
21 繰入金		1,250,980	36,637	1,287,617
	1 基金繰入金	1,250,980	36,637	1,287,617
24 市債		4,556,275	53,000	4,609,275
	1 市債	4,556,275	53,000	4,609,275
歳入合計		63,348,956	454,867	63,803,823

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3,853,557	483,322	4,336,879
	1 総務管理費	3,561,713	476,535	4,038,248
	3 戸籍住民 基本台帳費	82,383	6,787	89,170
3 民 生 費		26,425,414	△ 204,230	26,221,184
	1 社会福祉費	13,731,116	△ 196,884	13,534,232
	2 児童福祉費	5,625,809	6,654	5,632,463
	5 民生施設費	289,210	△ 14,000	275,210
7 商 工 費		2,292,597	6,123	2,298,720
	1 商 工 費	2,292,597	6,123	2,298,720
8 土 木 費		5,789,466	1,106	5,790,572
	4 都市計画費	1,053,381	1,000	1,054,381
	6 港 湾 費	1,652,463	106	1,652,569
10 教 育 費		4,377,356	78,546	4,455,902
	1 教育総務費	110,993	2,152	113,145
	5 社会教育費	526,506	76,394	602,900
13 職 員 給 与 費		7,890,552	80,000	7,970,552
	1 職 員 給 与 費	7,890,552	80,000	7,970,552
14 予 備 費		30,000	10,000	40,000
	1 予 備 費	30,000	10,000	40,000
歳 出 合 計		63,348,956	454,867	63,803,823

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	重要文化財 旧日本郵船 (株)小樽支店 保存修理 工事費	千円		千円	千円		千円
			1,133,567	平成30年度	17,400	1,241,345	平成30年度	17,400
				令和元年度	146,846		令和元年度	146,846
				令和2年度	22,770		令和2年度	22,770
				令和3年度	294,073		令和3年度	294,073
				令和4年度	292,408		令和4年度	292,408
				令和5年度	263,748		令和5年度	316,834
	令和6年度	96,322		令和6年度	151,014			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	空調設備整備事業費 (本庁舎)	千円 52,415
	戸籍住民 基本台帳費	戸籍附票・住民基本 台帳システム 改修事業費	6,787
土木費	道路 橋りょう費	橋りょう長寿命化 事業費	97,000
	港湾費	第3号ふ頭及び周辺 再開発事業費(小型船 だまり整備事業費)	153,080
教育費	社会教育費	空調設備整備事業費 (図書館)	17,908
		アイアンホース号管理 運営経費(維持補修費)	4,400

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額	
		千円	
高齢者生きがい対策費 (ふれあいパス事業費)	令和6年度	163,000	
屋根改修事業費(公会堂)	令和6年度	141,647	
夜間急病センター管理代行業務費	令和6年度	188,893	
臨時市道整備事業費	令和6年度	100,000	
建設機械整備費	令和6年度	161,000	
後志共同消防指令センター 整備事業費	令和6年度	28,000	
スクールバス運行経費(銭函小・ 張碓小・長橋小・潮見台小)	令和6年度	60,000	
水泳教室開催経費	令和6年度	9,246	
銭函パークゴルフ場管理代行業務費	令和6年度から 令和8年度まで	21,159	

第5表 市債補正

(変更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
社会教育施設整備事業費	92,300	145,300

令和 5 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 106 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 541,478 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 74,625	千円 106	千円 74,731
	1 一般会計繰入金	74,625	106	74,731
歳 入 合 計		541,372	106	541,478

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 公 債 費		千円 295,547	千円 106	千円 295,653
	1 公 債 費	295,547	106	295,653
歳 出 合 計		541,372	106	541,478

令和 5 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 123 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,958 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 5,715	千円 123	千円 5,838
	1 一般会計繰入金	5,715	123	5,838
歳 入 合 計		36,835	123	36,958

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管 理 費		千円 36,785	千円 123	千円 36,908
	1 管 理 費	36,785	123	36,908
歳 出 合 計		36,835	123	36,958

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 5 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「別表 歳入予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		千円 1,671,354	千円 △ 108	千円 1,671,246
	1 国民健康保険料	1,671,354	△ 108	1,671,246
5 繰入金		1,338,347	108	1,338,455
	1 一般会計繰入金	1,146,437	108	1,146,545
歳入合計		13,429,595	—	13,429,595

令和 5 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,178 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,115,478 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 4,054,829	千円 3,589	千円 4,058,418
	2 国庫補助金	1,386,368	3,589	1,389,957
6 繰入金		2,647,406	3,589	2,650,995
	1 一般会計繰入金	2,501,085	3,589	2,504,674
歳 入 合 計		16,108,300	7,178	16,115,478

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 306,313	千円 7,178	千円 313,491
	1 総務管理費	167,219	7,178	174,397
歳 出 合 計		16,108,300	7,178	16,115,478

令和 5 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 5 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,443 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,534,299 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 716,578	千円 3,443	千円 720,021
	1 一般会計繰入金	716,578	3,443	720,021
歳 入 合 計		2,530,856	3,443	2,534,299

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 125,101	千円 3,443	千円 128,544
	1 総務管理費	117,016	3,443	120,459
歳 出 合 計		2,530,856	3,443	2,534,299

令和 5 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 5 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度小樽市水道事業会計予算第 5 条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
豊倉浄水場建築改修事業費	令和 6 年度	千円 220,000
銭函浄水場外 5 箇所電気設備更新事業費	令和 6 年度	138,000
配水管整備事業費	令和 6 年度	128,000

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計補正予算

第 1 条 令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（ 科 目 ） （既決予定額）（補正予定額）（ 計 ）

支 出

第 1 款 産業廃棄物等処分事業費用	150,691千円	373千円	151,064千円
第 1 項 営業費用	145,907千円	373千円	146,280千円

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費を次のとおり補正する。

（ 科 目 ） （既決予定額）（補正予定額）（ 計 ）

(1) 職員給与費	26,956千円	373千円	27,329千円
-----------	----------	-------	----------

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市事務分掌条例の一部を改正する条例
小樽市事務分掌条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように
改正する。

第 2 条第 1 号中アを削り、イをアとし、ウからカまでをイからオまでとし、
キ及びクを削り、ケをカとし、コをキとし、サをクとし、同条中第 7 号を第 8
号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を
加える。

(2) 総合政策部

ア 市政の総合企画についてのこと。

イ 統計についてのこと。

ウ 民間事業者等との連携についてのこと。

エ デジタル化、情報システム及び事務改善についてのこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(小樽市総合的な計画の策定等に関する条例の一部改正)

2 小樽市総合的な計画の策定等に関する条例（平成 2 9 年小樽市条例第 3 5
号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(小樽市自治基本条例検討委員会条例の一部改正)

- 3 小樽市自治基本条例検討委員会条例（令和4年小樽市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総務部」を「総合政策部」に改める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、庁内を横断した総合的な政策形成機能を強化するとともに、市民との協働や民間事業者等との連携を強化することを目的として、総合政策部を新設するためであります。

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例等の一部を改正する条例
(小樽市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 小樽市職員給与条例（昭和 4 6 年小樽市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 1 2 0」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 2 5」を加える。

第 2 5 条第 2 項中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合においては」を、「1 0 0 分の 1 0 0」の次に「、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 1 0 5」を加える。

別表第 1 号及び別表第 2 号を次のように改める。

別表第1号（第4条関係）

行政職給料表

職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900

33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		

72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			

110	300,900	349,900				
111	301,300	350,200				
112	301,600	350,500				
113	301,800	351,000				
114	302,000					
115	302,300					
116	302,700					
117	302,900					
118	303,100					
119	303,400					
120	303,700					
121	304,100					
122	304,300					
123	304,600					
124	304,900					
125	305,200					

別表第2号（第4条関係）

医療職給料表

職務の級 号 俸	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円
1	284,500	406,900	474,700	568,100
2	288,100	409,600	477,000	571,200
3	291,600	412,100	479,200	574,300
4	295,200	414,700	481,500	577,400
5	298,700	417,100	483,700	580,300
6	302,200	419,100	485,800	582,700
7	306,100	420,900	488,000	585,100
8	310,000	422,800	490,000	587,500
9	313,600	424,600	491,900	589,700
10	317,200	427,300	494,000	591,200
11	320,700	429,800	496,100	592,700
12	324,200	432,200	498,200	594,200
13	327,700	434,400	500,300	595,700
14	331,300	436,900	502,200	596,800
15	335,000	438,900	504,300	597,900
16	338,400	441,000	506,400	598,800
17	341,700	443,000	508,300	600,000
18	346,600	445,200	510,300	601,000
19	349,600	447,400	512,300	602,000
20	352,400	449,500	514,100	603,000
21	355,300	450,900	515,900	604,000
22	357,800	453,300	517,700	
23	360,800	455,600	519,500	
24	363,800	457,800	521,300	
25	366,600	459,800	522,900	
26	368,700	462,100	524,700	
27	371,200	464,300	526,500	
28	373,900	466,600	528,300	
29	376,400	468,700	529,900	
30	379,100	470,900	531,700	
31	382,500	473,200	533,500	
32	385,500	475,300	535,300	
33	388,800	477,100	536,900	

34	391,800	479,200	538,700
35	394,400	481,300	540,400
36	396,800	483,300	542,100
37	399,300	485,400	543,700
38	401,900	487,100	545,300
39	403,900	488,900	546,700
40	405,500	490,700	548,300
41	407,100	492,300	549,800
42	408,800	494,100	551,200
43	411,000	495,900	552,600
44	413,100	497,500	553,900
45	415,100	498,900	555,100
46	417,200	500,600	556,100
47	419,300	502,400	557,100
48	420,900	504,100	558,100
49	422,600	505,600	559,100
50	424,500	506,900	560,000
51	426,000	508,200	560,900
52	427,800	509,500	561,800
53	429,600	510,500	562,600
54	431,500	511,800	563,500
55	433,500	513,100	564,400
56	435,300	514,400	565,300
57	437,200	515,400	566,200
58	439,000	516,200	567,100
59	440,700	517,000	568,000
60	442,400	517,800	568,700
61	444,200	518,700	569,600
62	446,000	519,500	570,500
63	447,800	520,400	571,400
64	449,500	521,200	572,300
65	451,200	522,100	573,200
66	452,800	523,000	
67	454,500	523,700	
68	456,200	524,600	
69	457,900	525,500	
70	459,800	526,300	
71	461,000	527,200	
72	462,200	528,100	

73	463,400	528,900
74	464,400	529,800
75	465,400	530,700
76	466,300	531,400
77	467,100	532,200
78	467,900	533,100
79	468,600	534,000
80	469,300	534,900
81	469,900	535,700
82	470,600	536,600
83	471,300	537,500
84	471,900	538,400
85	472,500	539,200
86	472,800	540,100
87	473,400	541,000
88	474,100	541,900
89	474,800	542,700
90	475,200	
91	475,800	
92	476,500	
93	477,200	
94	477,600	
95	478,200	
96	478,800	
97	479,300	
98	479,900	
99	480,400	
100	480,900	
101	481,400	
102	481,800	
103	482,400	
104	482,800	
105	483,300	
106	483,800	
107	484,400	
108	485,000	
109	485,400	
110	485,900	

111	486,500		
112	487,100		
113	487,600		
114	488,100		

第2条 小樽市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改める。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改める。

(小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例(令和4年小樽市条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「(以下「5年新条例」という。)」を削る。

附則第4条第1項中「同項の規定並びに」、「第24条第3項及び」及び「、付則第33項並びに別表第1号」を削り、同条第2項中「同項の規定並びに」を削り、「短時間勤務の職」の次に「(以下単に「短時間勤務の職」という。)」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 附則第1条第1項第2号に掲げる規定の施行の日から令和14年3月31日までの間(以下「暫定再任用期間」という。)における暫定再任用職員の給料月額は、216,200円とする。ただし、短時間勤務の職を占める暫定再任用職員の給料月額については、行政職給料表(小樽市職員給与条例(以下「給与条例」という。)第4条第1項に規定する行政職給料表をいう。)1級3号俸の給料月額に、令和4年定年改正条例附則第10条の規定によりなおその効力を有するとされる令和4年定年改正条例第3条の規定による改正前の小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年小樽市条例第29号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ

て得た額（その額に100円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

附則第4条に次の2項を加える。

- 4 暫定再任用期間における暫定再任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額（給与条例第24条第3項に規定する期末手当基礎額をいう。）に、6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の70を乗じて得た額に、基準日（給与条例第24条第1項に規定する基準日をいう。）以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 5 暫定再任用期間における暫定再任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額（給与条例第25条第3項に規定する勤勉手当基礎額をいう。以下同じ。）に、市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、暫定再任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の47.5、12月に支給する場合においては100分の50を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

第4条 小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第4条第4項中「、6月に支給する場合においては100分の67.

5、12月に支給する場合においては100分の70」を「100分の68.

75」に改め、同条第5項中「、6月に支給する場合においては100分の

47. 5、12月に支給する場合においては「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部改正)

第5条 小樽市特別職に属する職員の給与条例（昭和26年小樽市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在職期間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
6月	100分の220	100分の230
5月以上6月未満	100分の176	100分の184
3月以上5月未満	100分の132	100分の138
3月未満	100分の66	100分の69

第6条 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の225
5月以上6月未満	100分の180
3月以上5月未満	100分の135
3月未満	100分の67.5

(小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年小樽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合
------	---------------	----------------

6月	100分の220	100分の230
5月以上6月未満	100分の176	100分の184
3月以上5月未満	100分の132	100分の138
3月未満	100分の66	100分の69

第8条 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表を次のように改める。

在職期間	支給割合
6月	100分の225
5月以上6月未満	100分の180
3月以上5月未満	100分の135
3月未満	100分の67.5

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市職員給与条例、第3条の規定による改正後の小樽市職員給与条例の一部を改正する条例、第5条の規定による改正後の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第7条の規定による改正後の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市職員給与条例、第3条の規定による改正前の小樽市職員給

与条例の一部を改正する条例、第5条の規定による改正前の小樽市特別職に属する職員の給与条例及び第7条の規定による改正前の小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 1 号

小樽市旅費条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市旅費条例の一部を改正する条例
小樽市旅費条例（昭和 4 1 年小樽市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正
する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「採用された職員」の次に「のうち、本市の要請によ
り国家公務員又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となった者その
他市長が定める職員」を加える。

第 2 2 条第 1 項第 2 号ただし書中「前号」を「同号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、新たに採用された職員に係る赴任旅費の支給対
象を明確にするとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例
小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 4 3 号から第 1 4 6 号までを次のように改める。

㊦から㊨まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に請求があった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、放課後児童クラブの利用手数料を無償化するためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 2 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関
係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関
する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 3 3 号）」を「特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び
子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 5 年内閣府令
第 6 7 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令
のとおり適用させるためであります。

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例
小樽市こども医療費助成条例（平成 2 8 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「満 1 5 歳」を「1 8 歳」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「(満 1 2 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある対象者にあつては、入院及び指定訪問看護（健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護をいう。）に係るものに限る。）」を削り、同条第 1 号中「健康保険法」の次に「(大正 1 1 年法律第 7 0 号)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の小樽市こども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第2条及び第3条の規定により新たに医療費の助成を受けることができる者に係る新条例第5条第1項の規定による受給者証の交付その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、こども医療費助成の対象範囲を18歳までの通院及び入院に拡大するためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 5 号

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例の一部を改正する条例
小樽市産業廃棄物等処分事業設置条例（昭和 5 9 年小樽市条例第 1 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号」の次に「。以下「法」という。」を加
える。

第 3 条第 2 項中「6 1 6 万 7, 0 0 0 立方メートル」を「6 7 1 万 7, 7 7
0 立方メートル」に改める。

第 4 条中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「法」という。）」
を「法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、産業廃棄物最終処分場の処理能力の変更に伴い、
埋立処分の規模を拡大するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例
小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 7 条の 3」を「第 2 7 条の 4」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「及び第 2 1 条の 3」を「、第 2 1 条の 3 及び第 2 1 条の 4」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第 1 4 条第 1 項中「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 8 項又は第 1 1 項」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項」に改める。

第 1 6 条の 6 の 2 各号列記以外の部分中「及び第 2 1 条の 3」を「、第 2 1 条の 3 及び第 2 1 条の 4」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 1 6 条の 7 各号列記以外の部分中「第 2 1 条」の次に「及び第 2 1 条の 4」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 2 0 条第 1 項中「なった」を「なり、若しくは特例対象被保険者等でなく

なった」に、「若しくは第16条の2」を「又は第16条の2」に、「及び第16条の6の3若しくは」を「、第16条の6の3又は」に、「又は介護納付金賦課額（次条の規定によりこれらの）」を「及び介護納付金賦課額（これらについて、次条、第21条の3又は第21条の4の規定による）」に改める。

第21条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第21条の3第1項中「保険料額」を「保険料率から、当該保険料率」に改め、「得た額」の次に「（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 当該年度において、第21条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第16条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

第21条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、

第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に規定する場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第27条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3又は第16条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」と

あるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の11第2項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第21条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条又は第16条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に $\frac{1}{2}$ を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第16条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の6の3

又は第16条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の6の5第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第16条の2」とあるのは「第16条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第16条第2項」とあるのは「第16条の11第2項」と読み替えるものとする。

第27条の3第1項第1号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、第5章中同条の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第27条の4 出産被保険者の属する世帯の納付義務者は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行

うことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産予定の被保険者等に係る産前産後期間相当分の国民健康保険料の減額措置を講ずるとともに、所要の改正を行うためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 1 7 号

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の一部を
改正する条例

小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（平成 8 年小樽市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 8 号中「飲食店」を「弁当販売店等（日本標準産業分類（令和 5 年総務省告示第 2 5 6 号）に定める持ち帰り飲食サービス業又は配達飲食サービス業を営む店舗をいう。以下同じ。）」に、「物品販売業を営む店舗（以下「物販店」という。）」を「これらの者のためのコンビニ等（日本標準産業分類に定めるコンビニエンスストア及びホームセンター並びにこれらに類するものをいう。以下同じ。）」に改め、同表第 9 号イ中「物販店」の次に「(物品販売業を営む店舗をいう。以下同じ。）」を加え、同表備考 1 中「飲食店」を「弁当販売店等」に、「物販店」を「コンビニ等」に改める。

別表第 2 第 6 号中「飲食店」を「弁当販売店等」に、「物販店」を「これらの者のためのコンビニ等」に改める。

別表第 3 第 1 2 号中「飲食店又は物販店」を「弁当販売店等又はコンビニ等」に改める。

別表第 4 第 5 号中「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための」を

削り、「1, 000平方メートル」を「1万平方メートル」に、「並びに」を「及び」に改め、同表に次の1号を加える。

(6) 旅館及びホテル並びにこれらの附帯施設。ただし、風営法第2条の規定に該当するものを除く。

別表第4備考中「1, 000平方メートル」を「1万平方メートル」に改める。

別表第5第1号中「第8号の2、第9号」を「第8号の2から第9号まで」に改め、同表第4号中「前3号の施設に従事する者及びその利用者のための」を削り、「1, 000平方メートル」を「1万平方メートル」に、「並びに」を「及び」に改め、同表に次の1号を加える。

(5) 旅館及びホテル並びにこれらの附帯施設。ただし、風営法第2条の規定に該当するものを除く。

別表第5備考中「1, 000平方メートル」を「1万平方メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(構築物の規制に関する経過措置)

2 この条例の施行前に建設され、又は建設の工事が開始された構築物の規制については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、小樽港における物流空間と交流空間の効果的なすみ分けを図る目的で、物流空間における構築可能な便益施設を限定するとともに、交流空間におけるにぎわい創出に資する規制緩和を行うほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市火災予防条例の一部を改正する条例
小樽市火災予防条例（昭和 4 8 年小樽市条例第 3 4 号）の一部を次のように
改正する。

第 1 5 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、建築物等」
を「建築物等」に改める。

第 1 5 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「そのきょう体は、雨水等」に改
める。

第 1 7 条を次のように改める。

（蓄電池設備）

第 1 7 条 蓄電池設備（蓄電池容量が 1 0 キロワット時以下のもの及び蓄電池
容量が 1 0 キロワット時を超え 2 0 キロワット時以下のものであつて蓄電池
設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和 5 年消防庁告示第
7 号。以下「蓄電池設備基準」という。）第 2 に定めるものを除く。以下同
じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とする
こと。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電
槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管
理の基準については、第 1 4 条第 4 号並びに第 1 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号

から第6号まで及び第9号の規定を準用する。

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第14条第4号、第15条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第15条の2第1項第4号の規定を準用する。

第64条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	燃	気	不	燃	以	外	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kw以下	100	注	15	注	15	注：機 器本体 上方の 側方又 は後方 の離隔 距離を 示す。
								据置型レンジ	21kw以下	100	注	15	注	15	
	燃	不	燃	開放式	組込型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こん ろ、キャビネット型こん ろ・グリル付こんろ・グ リドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0					
					据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0					
固	不	燃	木炭を燃料とす るもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50						

体 燃 料 外	燃 以 外	不 燃 物	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30			
						の 上 記 に 分 類 さ れ な い も の	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
							使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
							使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び改正後の小樽市火災予防条例（以下「新条例」という。）第17条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。）（以下「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第15条第1項第3号の2（新条例第12条の2第1項及び第3項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備（次項に規定するものを除く。）のうち、

同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 新条例第17条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の設置基準等を見直すとともに、固体燃料を使用した火気設備の離隔距離を設定するほか、所要の改正を行うためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 19 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市堺町観光バス駐車場
- 2 指定する法人等の名称 協和総合管理株式会社
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 20 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市銭函パークゴルフ場
- 2 指定する法人等の名称 マルミプラス株式会社
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 2 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市議会議員	松	井	真美子
同	酒	井	隆 裕
同	高	野	さくら
同	小	貫	元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から41年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持

込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使

用に協力しない。

- 2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。
- 3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算

令和 5 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,788,790 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,592,613 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 14,249,504	千円 1,788,400	千円 16,037,904
	2 国庫補助金	3,897,270	1,788,400	5,685,670
21 繰入金		1,287,617	390	1,288,007
	1 基金繰入金	1,287,617	390	1,288,007
歳入合計		63,803,823	1,788,790	65,592,613

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 257,501	千円 140	千円 257,641
	1 議会費	257,501	140	257,641
2 総務費		4,336,879	1,788,600	6,125,479
	1 総務管理費	4,038,248	1,788,600	5,826,848
10 教育費		4,455,902	50	4,455,952
	1 教育総務費	113,145	50	113,195
歳出合計		63,803,823	1,788,790	65,592,613

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	物価高騰対応重点 支援事業費 (緊急生活支援 給付金給付事業費)	千円 1,788,400

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例
小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 1 3 8 号から第 1 4 0 号までを削り、同表第 1 3 7 号中「事務」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、「戸籍手数料」を「戸籍関係届書等閲覧手数料」に、「1 件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件」に改め、同号を同表第 1 4 0 号とし、同表第 1 3 6 号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第 1 2 0 条の 6 第 1 項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、「戸籍手数料」を「戸籍関係受理証明・届書記載事項証明交付手数料」に、「で定める」を「に規定する」に、「1 通につき 1, 4 0 0 円」を「、1 通につき 1, 4 0 0 円」に改め、同号を同表第 1 3 9 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(139)の 2	戸籍法第 1 2 0 条	除籍電子証明書提供用	除籍電子証明書提供用識
	の 3 第 2 項の規定に基づ	識別符号発行手数料	別符号 1 件につき 700 円
	く除籍電子証明書提供用		
	識別符号の発行（情報通信		
	技術を活用した行政の推		
	進等に関する法律第 7 条		
	第 1 項の規定により同法		

第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

別表第135号中「、同法第120条第1項又は同法」を「又は同法第120条第1項若しくは」に、「戸籍手数料」を「除籍記載事項証明書交付手数料」に改め、同号を同表第138号とし、同号の前に次の2号を加える。

(136)	戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
-------	---	---------------------	-------------------------

子情報処理組織を使用する方法（総務省令に規定するものに限る。以下この号及び第138号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

(137) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に

除籍謄本等交付手数料

1通につき750円

基づく除籍証明書の交付

別表第134号中「(昭和22年法律第224号)」を削り、「戸籍手数料」を「戸籍記載事項証明交付手数料」に改め、同号を同表第135号とし、同表第133号の次に次の1号を加える。

(㊦)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本等交付手数料	1通につき450円
-----	--	------------	-----------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料を新設するとともに、戸籍謄本等の広域交付など既存の戸籍関係手数料に係る対象事務を追加するほか、所要の改正を行うためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 2 5 号

小樽市公平委員会委員の選任について

下記の者を本市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

小 笠 原 眞 結 美

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 26 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

加	藤	孝	憲
西	尾	弘	美
八	幡	睦	実

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

議案第 27 号

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 25 日提出

小樽市議会議員	松	岩	一	輝
同	横	尾	英	司
同	中	村	誠	吾
同	前	田	清	貴

小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例

第 1 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 3
4 年小樽市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 220 を」を「基準日が 6 月 1 日である場合
にあつては 100 分の 220、基準日が 12 月 1 日である場合にあつては 1
00 分の 230 をそれぞれ」に改める。

第 2 条 小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「基準日が 6 月 1 日である場合にあつては 100 分の 22
0、基準日が 12 月 1 日である場合にあつては 100 分の 230 をそれぞれ」
を「100 分の 225 を」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小樽市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、国家公務員の給与改定に準じ、議員の期末手当の支給割合を引き上げるためであります。

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 10 月 13 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91,127千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,380,555千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 道 支 出 金		千円 3,961,521	千円 91,127	千円 4,052,648
	2 道 補 助 金	633,861	91,127	724,988
歳 入 合 計		62,289,428	91,127	62,380,555

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		千円 6,199,229	千円 91,127	千円 6,290,356
	2 保 健 所 費	1,895,865	91,127	1,986,992
歳 出 合 計		62,289,428	91,127	62,380,555

令和 5 年
小樽市議会

第 4 回 定 例 会

報告第 2 号

専決処分報告

令和 5 年度小樽市一般会計補正予算を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 1 1 月 1 7 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和5年度小樽市一般会計補正予算

令和5年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ968,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,348,956千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第3条 市債の追加及び変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 14,009,933	千円 196,901	千円 14,206,834
	2 国庫補助金	3,692,752	196,901	3,889,653
24 市債		3,784,775	771,500	4,556,275
	1 市債	3,784,775	771,500	4,556,275
歳入合計		62,380,555	968,401	63,348,956

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		千円 6,290,356	千円 9,900	千円 6,300,256
	2 保健所費	1,986,992	9,900	1,996,892
10 教育費		3,418,855	958,501	4,377,356
	2 小学校費	1,569,446	658,798	2,228,244
	3 中学校費	484,179	299,703	783,882
歳出合計		62,380,555	968,401	63,348,956

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	空調設備整備事業費	千円 658,798
	中学校費	空調設備整備事業費	299,703

第3表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療施設整備費 支援事業費	千円 9,900	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
義務教育施設整備事業費	千円 869,600	千円 1,631,200